## 業務委託契約書(案)

品 目 「ふくしま福利だより」及び「健康知識普及啓発リーフレット」発行及び発送業務

契約金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円)

納入期限 別紙仕様書のとおり

納入場所及び納入方法 公立学校共済組合福島支部及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「公立学校共済組合福島支部」を甲、「一般財団法人福島県教職 員互助会」を乙とし、受注者「 」を丙として次の条項に定めるとこ ろにより契約を締結する。

(総則)

- **第1条** 丙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。
- 2 丙は、甲及び乙が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。 (納入の通知)
- **第2条** 丙は、甲及び乙の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲及び乙に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第3条 甲及び乙は、納入の通知を受けた日から10日以内に丙に立会を求めて物品の検査を行い、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲及び乙は、丙に受領書を交付する。
- 2 丙が前項の検査に立ち会わないときは、甲及び乙は、丙の欠席のまま検査をすることができる。
- 3 甲及び乙は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により丙に通知するものとする。 (不合格品の引取り又は取替え等)
- 第4条 甲及び乙が検査の結果不合格と認めた物品については、丙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲及び乙の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。
- **第5条** 物品の所有権は、甲及び乙が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、丙から甲及び 乙に移るものとする。
- 2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて丙の負担とする。

(契約不適合責任)

(所有権の移転)

第6条 丙は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物

品の引渡しを受けた後1年間以内に限り、甲及び乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、丙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

- **第7条** 丙の責めに帰すべき事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品の納入の完了の見込みがないときは、丙は、その事由を付した書面をもって、甲及び乙に納期の延長を申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲及び乙は、丙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を丙に通知する とともに当該納入期限の延長に関する契約を丙との間に結ぶものとし、丙は、これに応ずるものと する。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。 (天災地変、不可抗力による無償延期等)
- 第8条 天災地変、不可抗力その他丙の責めに帰すことができない事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品を納入することができないときは、丙は甲及び乙に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲及び乙は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

- **第9条** 甲及び乙は、丙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。
- 2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、 提出することができない。
- 3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。
- 1 丙は、請求書を年4回作成し、甲及び乙に請求するものとする。その際の請求方法は、「ふくしま福利だより」本体に係る部分の金額の50%ずつを甲、乙それぞれに請求するものとし、「健康知識普及啓発リーフレット」及び送料の全額について甲に請求するものとする。

なお、各回の請求額は次のとおりとする。

(1) 「ふくしま福利だより」に係る金額の請求

ア 甲に対する請求額

	第217号	円	(内消費税及び地方消費税	円)
	第218号	円	(内消費税及び地方消費税	円)
	第219号	円	(内消費税及び地方消費税	円)
	第220号	円	(内消費税及び地方消費税	円)
1	乙に対する請求額			
	第217号	円	(内消費税及び地方消費税	円)
	第218号	円	(内消費税及び地方消費税	円)
	第219号	円	(内消費税及び地方消費税	円)
	第220号	円	(内消費税及び地方消費税	円)

(2) 「健康知識普及啓発リーフレット」に係る金額の請求

第217号	円(内消費税及び地方消費税	円)
第218号	円(内消費税及び地方消費税	円)
第219号	円(内消費税及び地方消費税	円)
第220号	円(内消費税及び地方消費税	円)

(甲及び乙の解除権)

- **第10条** 甲及び乙は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 一 丙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
  - 二 丙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
  - 三 丙が解除を申し出たとき。
  - 四 丙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
  - 五 丙が第13条の規定に違反したとき。
  - 六 丙が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店 若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
    - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると き。
    - へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - ト 丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲及び乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、丙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲及び乙に納付しなければならない。又、契約解除により甲及び乙に損害を及ぼしたときは、甲及び乙が算定する損害額を丙は甲及び乙に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等丙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
  - 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - 二 丙がその債務の履行を拒否し、又は、丙の責めに帰すべき事由によって丙の債務について履行 不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
  - 一 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定 により選任された破産管財人
  - 二 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) の規定により選任された管財人

- 三 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、丙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲及び乙が前条の規定により契約を解除したときは、丙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲及び乙が契約解除の通知を発した日(丙から解除の申出があったときは、甲及び乙がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲及び乙に納付しなければならない。(契約の変更等)
- 第12条 甲及び乙は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、丙が損害を受けたときは、甲及び乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡 し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

- 第14条 甲及び乙は、この契約に関し丙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、丙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲及び乙が特に認める場合はこの限りでない。
  - 一 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴 金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 丙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲及び乙が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲及び乙は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、丙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

- 第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲及び乙が丙から徴収すべき金額があるときは、甲及び乙はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。
- 2 甲及び乙は、この契約に基づき甲及び乙が丙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、丙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲及び乙は、丙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ

て、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲及び乙の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書3通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

氏 名 公立学校共済組合福島支部長 大沼 博文

乙 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

氏 名 一般財団法人福島県教職員互助会理事長 本田 伸雄

丙 住 所

氏 名

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 丙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 丙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては ならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
- 2 丙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職 後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護 に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な 範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 丙は、甲及び乙の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目 的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 丙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切 な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 丙は、甲及び乙の承諾があるときを除き、業務を行うために甲及び乙から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

- 第7 丙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲 及び乙の指定する場所で行わなければならない。
- 2 丙は、甲及び乙の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報 が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 丙は、業務を行うために甲及び乙から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された

資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲及び乙が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 丙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに 甲及び乙に報告し、甲及び乙の指示に従うものとする。

(調査等)

第 10 甲及び乙は、丙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は丙 に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 甲及び乙は、丙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 丙は、甲及び乙の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。
- 2 丙は、甲及び乙の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により丙 が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

- 第 13 丙又は丙の従事者(丙の委託先及び丙の委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、丙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲及び乙が丙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、丙は遅滞なく 甲及び乙の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、丙による取扱いが著しく不適切であると甲及び乙が認めたときは、甲及び乙はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。